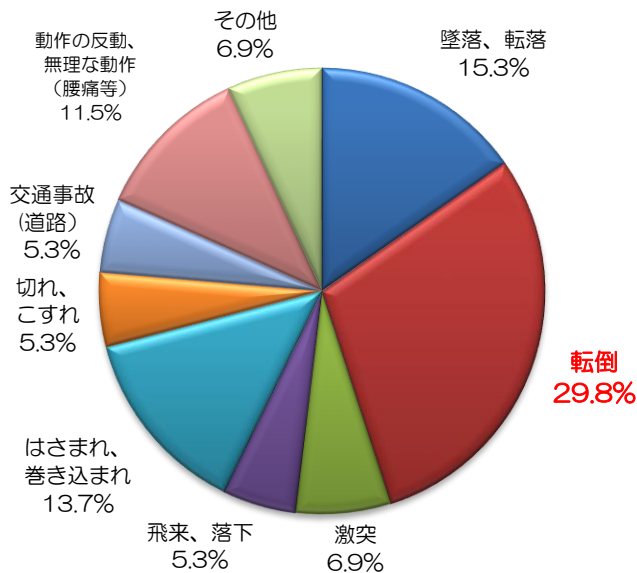




令和2年の労働災害発生状況

| 業種 (13次防重点業種) | 発生年 | 令和元年 (確定値) | 令和2年7月末 | | |
|------------------|-----|---------------|---------|-----------|--------|
| | | 死傷(死亡) | 死傷(死亡) | 前年 同期比 | 増減率 |
| 全産業 | | 290(0) | 131(0) | +3 | 2.3% |
| 製造業 | | 75 | 36 | +5 | 16.1% |
| 建設業 | | 37 | 26 | +6 | 30.0% |
| 土木工事業 | | 13 | 3 | -5 | -62.5% |
| 建築工事業 | | 18 | 17 | +7 | 70.0% |
| その他建設業 | | 6 | 6 | +4 | 200.0% |
| 陸上貨物運送事業 | | 40 | 15 | -4 | -21.1% |
| 林業 | | 2 | 3 | +2 | 200.0% |
| 小売業 | | 38 | 9 | -5 | -35.7% |
| 社会福祉施設 | | 30 | 14 | -1 | -6.7% |

【災害の傾向（事故の型別）】



熱中症にご注意ください！！

今年は、梅雨明け以降連日猛暑が続いており、熱中症により救急搬送される事案が急増しています。労働者が暑さに慣れるまでは、約1週間の順化期間が必要とされることから、この間は、こまめな休憩と水分補給の徹底をお願いします。※長期休業の再開後も同様の対応をお願いします。

【報告のあった熱中症の事例】

| 業種 | 発症事例 | 発症時当時の気温 (アメダス) |
|-----|--|--------------------|
| 建設業 | 午前中に休憩を挟みながら除草作業を行っていた労働者が、昼食のため休憩場所に戻ってきたところ体調不良を訴えたため、同僚の車で病院に搬送し熱中症と診断された。 | 12時：34.4℃ |
| 建設業 | 新築工事の建物内で配電作業を行っていた労働者が、めまい、大量の発汗等、熱中症の症状がみられたことから冷房の効いた事務室で休憩させていたが改善しないため、救急車で病院に搬送し熱中症と診断された。 | 15時：34.6℃ |
| 建設業 | 工事現場において地盤の成形作業を行っていた労働者が、痙攣、めまい、大量の発汗等の症状がみられたことから救急車で病院に搬送し熱中症と診断された。 | 15時：35.6℃ |
| 製造業 | 午前中から工場内で働いていた労働者が、昼食後に嘔吐したため救急車で病院へ搬送し熱中症と診断された。 | 13時：33.7℃ |
| 造園業 | 一般住宅の庭木選定作業を行っていた労働者が体調不良を訴えたため、救急車で病院に搬送し熱中症と診断された。 | 11時：33.4℃ |

事例のとおり、様々な業種、屋内作業、屋外作業問わず熱中症が発生しています。特に今年は、マスクを着用する機会が多く、熱中症リスクが高まっていますので、作業中の水分補給やこまめな休憩のほか、涼むことのできる休憩場所の整備、労働者個人の健康管理（十分な睡眠、食事等）を徹底し熱中症予防に努めてください。

～マスク着用時の対策をお願いします～

- ① 気温や湿度の高い中でのマスク着用は要注意！
- ② 屋外で周囲の人との十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合はマスクをはずす！
- ③ マスク着用時は負荷のかかる作業を避け、周囲の人との十分な距離をとった上で、適時マスクをはずして休憩を！

NEXT →健康診断を実施しましょう

健康診断を実施しましょう

労働安全衛生法においては、1年以内に定期的に（特定の業務、有害業務は6ヶ月以内に一回）健康診断を実施することになっています。

今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、6月末まで実施を延期する猶予措置が取られておりましたが緊急事態宣言の解除を受け、7月以降は健康診断を実施することとしており、**延期した健康診断については10月末までに実施することとなっています**ので早期の受診をお願いします。

なお、健診機関が混雑して10月末までに実施ができない場合などは、安全衛生委員会等で実施時期について検討し記録を残しておくとともに、早期に受信できるよう準備をお願いします。

ポイント

今年の健康診断実施時期を延長した場合における、次年度以降の考え方（例）

- 毎年4月に健診を実施していた事業場が今年度は9月に延期した場合、次回の健診は来年の9月までの間に実施することになります。
- 次回の健診については、1年を超えない範囲で調整可能ですので、例年どおり4月に実施する場合は令和3年の4月に実施することになります。



薬品や洗剤等の液体を取り扱う際はご注意ください！

最近、薬品や洗剤などを取り扱う際に、これらが飛散し目に入り、眼科を受診する災害が散見されますので注意してください。

| 業種 | 災害事例 |
|-------|---|
| 小売業 | 消毒用の塩素水を作ろうと水に塩素水を入れたとき、水に跳ねた塩素が飛散し目に入った。 |
| 保健衛生業 | 調理室の清掃のためバケツに洗剤を入れたとき、洗剤が跳ね上がって飛散し目に入った。 |

ポイント

- 液体の薬品や洗剤液等を取り扱う際は、ゴーグル型保護メガネを準備し着用しましょう。
- 取扱説明書やSDSシートによりその特性を知り、労働者に周知するとともに、緊急時の応急処置についても事前に確認しておきましょう。
- 万が一目に飛散したり誤飲した際は、速やかに医療機関を受診しましょう。

「エイジフレンドリー補助金」をご利用ください（申し込み期限：令和2年10月末）

高齢者が安心して働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境を作ることが必要なことから、「エイジフレンドリー補助金」を創設し、職場環境の改善に要した費用の一部を補助することにしましたので是非ご利用ください。

詳しくは、下記のホームページをご覧ください。当署安全衛生課までお問い合わせください。

※詳しくは・・・

エイジフレンドリー補助金

検索



二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**（血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定）に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112